

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会は両県の入会海域（中海、境水道、美保湾及び周辺海域）における漁業調整を図ることを目的として漁業法第105条第1項の規定に基づき、昭和38年に設置されたものである。

その後、両県の意見対立等により長らく開催されていなかったが、中海における県境決定に際し締結された「中海、境水道及び美保湾における漁業に関する協定書 H2. 10. 4）」に基づき、当該海域での漁業調整を図る必要性が生じたことから、平成3年から協議が再開されたものの、平成7年9月（第10回、会長海区：鳥取）開催されたのを最後に休会状況にある。

現在は、新たに締結された「中海及び境水道における漁業に関する協定書 H18. 1. 31）」に基づき、「中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会（H21. 3. 11 設置）」のなかで、許可条件の統一等の協議がなされ、その結果に基づき両県でそれぞれが決定している。

今後、入会海域で新たな漁業問題が発生した場合に備え、委員を選任しようとするものである。

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員

(旧) 委員		(新) 委員 (案)	
鳥取海区漁業調整委員会会長	佐々木 正	鳥取海区漁業調整委員会	佐々木 正
	灘本 雄一		灘本 雄一
	寺田 幸実		山根 慎司
	朝日田 卓郎		湯口 健治
	板倉 高司		田中 範彦

【選定方法】

- ① 漁業者・漁業従事者委員から選定
- ② 西部の漁業者・漁業従事者委員（佐々木委員、灘本委員、山根委員の名が該当）を優先
- ③ 西部海域まで操業する可能性のあるイカ釣に従事している漁業者・漁業従事者委員（湯口委員、田中委員）を追加

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会規程

(趣旨)

第1条 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の構成その他運営に関しては、漁業法その他法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的及び所掌海域)

第2条 委員会は、中海、境水道、美保湾及び周辺海域における漁業調整上必要な事項について調査審議し、指示、答申及び意見具申する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 委員会は鳥取海区漁業調整委員会、島根海区漁業調整委員会（以下「両海区委員会」という。）の委員の中から同数の委員をもって充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(会長及び会長職務代理者)

第4条 会長及び会長職務代理者（以下「会長等」という。）は、委員の互選によって選出する。

2 会長等の任期は、1年とする。但し、1年を経過した日から次の会長等が選出されるまでの間は、これを延長する。

3 会長等は、両海区委員会から交代に選出する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長が所属する県の知事が招集する。

2 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たる事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 会議開催の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議議題
- 四 議事の顛末
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務局は、会長の所属する海区漁業調整委員会事務局に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を行う。

(経費)

第 11 条 委員会の経費のうち報酬及び費用弁償は、当該委員の属する海区漁業調整委員会において負担し、その他の経費については、両海区委員会において半額ずつ負担する。

(規程の改正)

第 12 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第 13 条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和 38 年 2 月 6 日から施行する。

改正後の規程は、平成 3 年 3 月 27 日から施行する。

改正後の規程は、平成 7 年 9 月 11 日から施行する。